

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長 原島 貴男

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S6319900050		6S401AT0020 0001					
品名 または 件名							
高遊原分屯地遠隔監視盤移設役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
西方シ通群			高遊原地区				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
西シ通群3科 井上曹長（4 1 2 4）			令和8年6月30日（火）				

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班、西部方面会計隊本部ホームページ
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年5月14日（木）11時00分 陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

1 競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するもの。（全省庁の競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書（写）を令和8年5月12日までに提出すること）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

2 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

3 入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

4 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
- (3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

7 契約書等作成の要否

- (1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出
- (2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

8 その他

- (1) 郵便による入札とする。
- (2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。

電信電話による入札は認めない。

- (3) 送信封筒に必ず「(入札日時及び入札件名) 入札書在中」の記載をし、入札期日の前日 17 時迄に必着するよう郵送(持参)し送付後、業務科契約班まで電話連絡すること。(再度入札を含む。)
- (4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。
- (5) 入札における消費税の取り扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額(税抜き)を入札書に記載すること。
- (6) 開札後、落札者に連絡します。(当日中を基準とする。)

9 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班(担当:井口)

TEL 096-368-5111(内線3585)

FAX 096-368-3579

10 仕様書及び現場説明会に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面システム通信群(担当:井上)

TEL 096-368-5111(内線4124)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
件 名	高遊原分屯地遠隔監視盤 移設役務	作成年月日	令和 8 年 4 月 1 日
		所 属	西部方面システム通信群 3 科
		作 成 者	陸曹長 井上 和美
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、西部方面システム通信群（高遊原通信所）において使用する遠隔監視盤等移設役務に関する事項について規定する。			
(2) 引用文書			
本仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に適用する範囲内において、当該仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。			
(3) 法令等			
ア 特定秘密の保護に関する訓令（平成 2 6 年防衛省訓令第 6 4 号）			
イ 秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）			
2 撤去の目的			
本役務は、改修予定庁舎内の遠隔監視盤等に移設し、工事可能な環境を確立させる。			
3 役務時期等			
(1) 役務実施時期			
令和 8 年 5 月 1 5 日（金）以降から令和 8 年 6 月 3 0 日（火）までの間			
(2) 役務実施場所			
陸上自衛隊高遊原分屯地（熊本県上益城郡益城町小谷 1 8 1 2）			
4 役務の内容等			
(1) 実施内容			
ア 実施対象			
(ア) 遠隔監視盤（発電機、D C 分電盤、O / W、蓄電池） 4 式			
(イ) 蓄電池（G B B - 1 2 4 - Y、M S E - 2 0 0） 2 式			
イ 実施内容			
(ア) 現地調査			
(イ) 事前点検			
(ウ) 遠隔監視盤、蓄電池の移設			
(エ) 据付			
(オ) 動作確認試験			
(カ) 運用試験			

ウ 契約の相手方は、部隊等の検査・監督官等の指示を受け、移設を実施するものとする。

エ 契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

オ 契約の相手側は、本役務実施にあたり発生した廃棄品等の処置について、責任を負うものとする。

(2) 点検・整備者(派遣員)の資格

派遣員の資格は、当該役務を実施するに必要な専門的技能を有するものとする。

(3) 作業記録等

契約の相手方は、別表「作業記録（役務完了調書）」により所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官に提出するものとする。

5 品質保証

監督又は検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領によるものとする。

6 その他の指示

(1) 秘密保全

契約の相手方は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）に基づく立入禁止区域に立入る場合は、訓令に基づき許可を受けて立入るものとする。

また、業務の実施に際して直接、間接を問わず秘密に関する事項については、訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

(2) 官の設備等の使用

官の設備を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。

なお、契約の相手方が移設のため当該駐屯地等への入出手続き等については、当該駐屯地等の定めるところによる。

(3) 提出書類

提出書類は、別表「作業記録（役務完了調書）」によるほか、契約担当官等の示すところによる。

(4) その他

この仕様書についての疑義は、契約担当官等を通じ調達要求元と協議するものとする。

7 添付書類

別表「作業記録（役務完了調書）」

別紙「遠隔監視盤及び蓄電池移設概要図」

作業記録（役務完了調書）

品 名		調達要求番号			
実 施 年 月 日	令和 年 月 日			監督官	検査官
契 約 業 者 名					
実 施 場 所					
技術援助の区分					
作 業 内 容					
作業細部	実施時刻	工 数	実施者名	必要事項又は所見	
材 料 等 使 用 明 細					
1 本表は、原則として派遣員自身が毎日作成し、監督官及び検査官の検印を受け、検査官へ2部提出すること。 2 派遣員は、必ず工数を記入すること。 3 今後参考となる事項、派遣員の所見等は、可能な限り詳細に記入すること。					

遠隔監視盤等移設概要図

